

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成31年2月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800123号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800079号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年12月2日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年12月から平成26年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から24万円とする。

平成25年12月から平成26年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月から平成26年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成26年8月8日は18万7,000円、平成26年12月26日は18万3,000円、平成27年8月26日は9万5,000円に訂正することが必要である。

平成26年8月8日、平成26年12月26日及び平成27年8月26日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成26年8月8日、平成26年12月26日及び平成27年8月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年12月2日から平成27年1月1日まで  
② 平成26年8月  
③ 平成26年12月  
④ 平成27年8月

請求期間①の標準報酬月額の記録は、実際の給与額と比べて低い額となっているので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。請求期間②、③及び④については、賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞

与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳、給与所得に対する源泉徴収簿（平成26年分及び平成27年分）及び請求者から提出された給与支給明細書（以下、併せて「賃金台帳等」という。）並びに日本年金機構の回答により、請求者は、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（26万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（24万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月2日から平成27年1月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、事業主は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月20日に厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し提出していることから、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されており、その結果、年金事務所は、請求者の平成25年12月2日から平成27年1月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与支給明細書、事業主から提出された請求者に係る給与所得に対する源泉徴収簿（平成26年分）及び金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表1（以下、併せて「賞与支給明細書等」という。）により、請求者は、当該期間において、A社からそれぞれ19万円の賞与の支払を受け、請求期間②は18万7,000円、請求期間③は18万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 18 万 7,000 円、請求期間③は 18 万 3,000 円とすることが必要である。

請求期間④について、事業主から提出された請求者に係る 2015 年賞与台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿（平成 27 年分）並びに金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表 1 により、請求者は、A 社から 9 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②、③及び④に係る賞与の支払年月日については、上述の預金取引明細表 1 により、請求期間②は平成 26 年 8 月 8 日、請求期間③は平成 26 年 12 月 26 日、請求期間④は平成 27 年 8 月 26 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 8 月 8 日、平成 26 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 26 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800124号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800080号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年6月5日から平成26年5月1日に訂正し、平成26年5月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成26年5月1日から同年6月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年5月1日から同年6月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年6月5日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年6月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から24万円とする。

平成26年6月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成27年2月4日の標準賞与額を18万円、平成27年8月25日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成27年2月4日及び平成27年8月25日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年2月4日及び平成27年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成26年5月1日から同年6月5日まで  
② 平成26年6月5日から平成27年1月1日まで  
③ 平成27年2月4日  
④ 平成27年8月25日

私は、A社に平成26年4月から勤務していたが、給与支給明細書の給与額や厚生年金保険料を見ると、請求期間①及び②については国の記録と異なっている。また、請求期間③及び④については、同社から賞与が支払われ厚生年金保険料を控除されていたが当該賞与の記録がない。請求期間について、適正な記録に訂正して年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書並びに事業主から提出された請求者に係る雇入通知書兼労働条件通知書、賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿（以下、併せて「給与支給明細書等」という。）により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務し、事業主から給与が支払われていたことが確認できる。

また、給与支給明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間①において、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（24万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年5月1日から同年6月5日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成26年6月5日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成26年5月1日から同年6月5日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているが、給与支給明細書等及び日本年金機構の回答により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び平成26年6月25日支給の5月分の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（24万円）はオンライン記録を超え、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年6月5日から平成27年1月1日までの期間については、請求者の報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、事業主は、保険料を徴収する権利が時効により

消滅した後の平成29年2月20日に厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)を年金事務所に対し提出していることから、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されており、その結果、年金事務所は、請求者の平成26年6月5日から平成27年1月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③及び④について、請求者から提出された賞与に係る平成26年12月分給与支給明細書(支給日2月4日)、平成27年夏季賞与(支給日8月25日)及び預金通帳並びに事業主から提出された賞与台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿(以下、併せて「賞与に係る給与支給明細書等」という。)により、請求者は、A社から請求期間③は18万円、請求期間④は8万円の賞与の支払を受け、請求期間③は21万7,000円、請求期間④は9万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③及び④に係る標準賞与額については、賞与に係る給与支給明細書等により確認できる賞与額から、請求期間③は18万円、請求期間④は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年2月4日及び平成27年8月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を年金事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。